

「熊本市障がい者生活プラン、第7期熊本市障がい福祉計画、第3期熊本市障がい児福祉計画」の策定について

【障がい福祉課】

# 熊本市障がい者生活プランの策定について

## 1 策定の根拠

「熊本市障がい者生活プラン」は、障害者基本法第11条第3項に基づき、本市の障がい者施策に関する基本的事項を定める計画で、国の障害者基本計画や都道府県の障害者計画を基本として、市町村における障害者の状況等を踏まえ、市町村における障がい者のための施策に関する「市町村障害者計画」として策定するもの。

現在のプランの期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間。

## 2 主な内容

今回策定するプランは、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とし、令和5年度中に策定するが、今年3月に策定された国の第5次障害者基本計画及び熊本県の第6期障がい者計画に基づいた内容となるとともに、本市の特徴を捉えた障がい者施策を盛り込む予定である。

## 3 策定の進め方

今後の熊本市における障がい者施策の更なる充実を図るため、障がい当事者や団体をはじめとした多くの市民からの様々な意見を聴取する機会を設けていくことにしている。

### (1) 障害者施策推進協議会での審議

学識者、関係団体、障がい当事者、市民公募委員等によりプラン案を審議

### (2) 障がい当事者や団体からの意見聴取

① 障がい者自立支援協議会（部会も含む）等での意見聴取

② 障がい者団体からの意見聴取

③ 当事者アンケート

### (3) 市民からの意見聴取

パブリックコメントの実施

## 4 主なスケジュール

7月	当事者アンケート実施
8月	第1回障害者施策推進協議会（骨子案）
11月	第2回障害者施策推進協議会（素案）、関係団体からの意見聴取
1月	パブリックコメント
3月	第3回障害者施策推進協議会（最終案）

# 第7期熊本市障がい福祉計画及び

## 第3期熊本市障がい児福祉計画の策定について

### 1 策定の根拠

#### <第7期熊本市障がい福祉計画>

障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定める「市町村障害福祉計画」として策定する。

#### <第3期熊本市障がい児福祉計画>

児童福祉法第33条の20に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定める「市町村障害児福祉計画」として策定する。

### 2 主な内容

- ・計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間。 ※令和5年度中に策定
- ・国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づいて策定する。
- ・本市における障がいのある人の現況やニーズ等を踏まえたうえで、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の数値目標の設定やサービスの需要の見込み量の算出を行い、その円滑な提供及び必要な見込み量の確保のための方策について定める。

### 3 策定の進め方

- (1) 学識者、関係団体、障がい当事者、市民公募委員等により構成される「熊本市障害者施策推進協議会」での計画案を審議
- (2) 当事者を対象としたアンケート等の基礎調査を基に計画案に反映
- (3) 障がい者団体等からの意見聴取、パブリックコメントの実施等

### 4 主なスケジュール

7月	当事者アンケート実施
8月	第1回障害者施策推進協議会（骨子案）
11月	第2回障害者施策推進協議会（素案）、関係団体からの意見聴取
1月	パブリックコメント
3月	第3回障害者施策推進協議会（最終案）